

宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書添付書類一覧表

変更内容		登記事項証明書 (法人のみ)	登記事項証明書 (商業登記簿本) (履歴事項全部証明書)	誓約書 (欠格要件に該当しないことの誓約)	誓約書 (専任の宅地建物取引士の常勤の誓約)	専任の宅地建物取引士設置証明書	宅地建物取引士証のコピー	事務所を使用する権原に関する書面	事務所所在地略図	事務所写真	営業保証金 (又は弁済業務保証金) (供託済届出書)	略歴書	戸籍抄本	身分証明書 (外国籍の場合は住民票抄本)	登記されていないことの証明書	免許証書換え交付申請書	
商号又は名称		○														○	
事務所	主たる事務所の変更	□							□							○	
	従たる事務所	新設	■						○	○							
		変更	■						□								
		廃止	■														
異動	代表者		○	○								△		△		○	
	役員	新任	○	○								△		△			
		退任	○														
	政令使用人	新任		○								△		△			
		事務所間異動		○													
		退任															
	専任の宅建士	新任				○						△		△			
		事務所間異動				○											
		退任															
改姓名	代表者											◎				○	
	役員, 政令使用人											◎					
	専任の宅建士						○										

- 注) 1 △印は、今回の就任時点で同一の宅建業者の代表者・役員・政令使用人・専任の宅建士のいずれかである場合は省略可。
 2 □印は、住居表示の変更による場合は、
 ・法人は、変更済みの登記事項証明書を提出
 ・個人は、市町の証明・通知書を提出（自宅が事務所の場合、住民票抄本でも可）
 3 ◎印は、確認できれば登記事項証明書（商業登記簿謄本）でも可。
 4 ■印は、従たる事務所を支店登記していない場合は不要。
 5 住民票抄本（外国籍の場合）は、通称・国籍・在留カード番号・備考欄が省略されていないものを提出。
 6 法改正前に交付された「宅地建物取引主任者証」は、「宅地建物取引士証」と読み替える。
 7 「事務所の写真」は、外部写真（事務所の入る建物の外観写真）と内部写真（事務所内部がわかる写真）。インスタント（ポラロイド）写真、不鮮明なものは不可。外部写真には「事務所の看板」、内部写真には「宅地建物取引業者票」と「報酬額表」が文字の読める状態で写っていること。（1枚で対応できない場合は別途撮影する。）
 8 「営業保証金供託済届出書」には、供託書の写し（事務所新設による追加供託分）を添付。保証協会加入業者の場合は「弁済業務保証金供託済届出書」（保証協会発行、事務所新設分）を提出。
 9 身分証明書（外国籍の場合は住民票抄本）、登記されていない証明書は発行から3か月以内のものを提出。提出日の3か月前以内に氏名、本籍等に変更があった場合は変更後のものを提出。電子的な証明書は利用できません。
 10 新たに代表者、役員、政令で定める使用人、専任の宅地建物取引士に就任した者については、身分証明書記載の氏名・本籍を基に欠格要件の有無について調査を行うため、届出書提出後、氏名・本籍に変更があった場合は、変更後の氏名・本籍がわかる書類（戸籍抄本等）の提出を求められることがある。